令和8年度 intra-mart ソフトウェアライセンス等購入

仕 様 書

令和8年11月

東日本高速道路株式会社

目次

1. 総則 1
1-1. 適用の範囲 1
1-2. 用語の定義 1
1-3. 契約書類の解釈 2
1-4. 日数等の解釈 2
1-5. 監督員 2
1-6. 提出書類 2
1-6-1. 監督員を経由しない提出書類 2
1-6-2. 提出書類の様式 2
1-7. 検査及び支払 2
1-7-1. 納品書 2
1-7-2. 納入検査の内容 2
1-7-3. 受渡書の提出 2
1-7-4. 代金の支払 3
1-8. 部分引渡し 3
1-9. 遅延日数の算定 3
1-10. 秘密保持事項 3
1-10-1. 目的 3
1-10-2. 定義 3
1-10-3. 情報の明示 3
1-10-4. 目的外の使用の禁止 3
1-10-5. 取得の制限 3
1-10-6. 適切な管理 3
1-10-7. 利用者の制限 4
1-10-8. 資料の持ち出しの禁止 4
1-10-9. 複写または複製の禁止 4
1-10-10. 守秘義務 4
1-10-11. 契約期間終了後の取扱い 4
1-10-12. 第三者への委託等について 4
1-10-13. 調査及び報告 4
1-10-14. 事故時の対応 5
1-10-15. 事故時の責任分担 5
1-11. 疑義等の措置 5

2. 購入に関する内容 6
2-1. 購入概要 6
2-2. 納入場所 6
2-3. 納入期限 6
2-4. 納入に関する事項 6
2-4-1. サブスクリプションサービス更新の手続き 6
2-4-2. 納入物 7
2-5. 購入内容 7
2-5-1. アプリケーション用サブスクリプションライセンス 7

1. 総則

1-1. 適用の範囲

本仕様書は、東日本高速道路株式会社(以下「発注者」という。）が行う「令和8年度 intra-mart ソフトウェアライセンス等購入」（以下「本購入」という。）に適用するものとし、本購入に係る「購入契約書」（以下「契約書」という。）について統一的な解釈及び運用を図るとともに、本購入に係る必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものとする。

1-2. 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）「契約書類」とは、契約書第 1 条に規定する契約書及び仕様書等をいう。

（2）「仕様書等」とは、仕様書、入札（見積）者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更仕様書を含むものとする。

（3）「監督員」とは、契約書第 3 条第 2 項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。

（4）「納入検査」とは、契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき、物品の納入を確認するために行う検査をいう。

（5）「検査員」とは、契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき、「納入検査」を行うために発注者が定めたものをいう。

（6）「指示」とは、監督員が受注者に対し、本購入の実施上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

（7）「承諾」とは、契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

（8）「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

（9）「提出」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し本購入に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

（10）「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本購入に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

（11）「報告」とは、受注者が監督員に対し、本購入の実施状況又は結果について、書面により知らせることをいう。

（12）「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し本購入に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

（13）「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し本購入に関する事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

（14）「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

1-3. 契約書類の解釈

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1-4. 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第 1 条第 9 項の規定によるものとするが、契約締結の日の翌日から納入期限日までの間及び仕様書1-9に規定する遅延日数の算定以外の日数の算出に当たっては、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間、4 月 29 日から 5 月 5 日までの期間及び 8 月 13 日から 8 月 17 日までの期間の日数は算入しないものとする。

1-5. 監督員

契約書第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

(1) 契約書第 4 条の規定に基づき行う物品の納入の全部若しくは一部の一時中止の指示

(2) 契約書第 6 条の規定に基づき行う納入期限の短縮等の請求

1-6. 提出書類

1-6-1. 監督員を経由しない提出書類

契約書第 3 条第 6 項に規定する「仕様書等に定めるもの」とは、次の書類をいう。

(1) 契約書第 2 条の規定による承諾願

(2) 契約書第 9 条第 2 項の規定による受渡書

(3) 契約書第 11 条第 1 項の規定による代金の支払いに係る請求書

(4) 契約書第 13 条第 1 項の規定による第三者による代理受理による承諾願

(5) 契約書第 28 条第 2 項の規定による遅延利息の請求書

(6) その他発注者の指定した書類

1-6-2. 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1-7. 検査及び支払

1-7-1. 納品書

受注者は、契約書第 9 条第 1 項に基づき、納入物を納入した場合は、納品書を発注者に通知するものとする。

1-7-2. 納入検査の内容

納入検査は、発注者に納入した納入物を対象として契約書類と対比し、検査員が検査を行うものとする。

1-7-3. 受渡書の提出

受注者は、納入検査に合格し、認定の通知を受けたときは、速やかに受渡書を発注者へ提出することにより引渡しを完了するものとする。

1-7-4. 代金の支払

受注者は、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき代金の支払請求を行う場合には、消費税及び地方消費税率を適用するものとし、発注者は契約書第 11 条第 1 項に規定された代金を受注者が指定する金融機関（日本国内の本支店）の口座に振り込むものとする。

1-8. 部分引渡し

受注者は、契約書第 12 条の規定に基づき、本仕様書において物品の納入の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物品の納入が完了したときには、本仕様書「1-7. 検査及び支払」に定める検査に合格のうえ、引渡しを完了した場合には、契約金額のうち、当該納入物に相当する額を請求することができる。この場合、本仕様書1-7 内の「納品書」とあるのは「一部納品書」、「検査」とあるのは「一部納入検査」と、「引渡し」とあるのは「部分引渡し」と読み替えて、これらの規定を準用する。

1-9. 遅延日数の算定

契約書第 27 条第 5 項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとする。

遅延日数＝（納品書受領日―納入期限日）＋（追完の納品書受領日―不合格の通知日）

1-10. 秘密保持事項

1-10-1. 目的

本購入を実施するため、秘密情報及び個人情報の取り扱いに関して、以下のとおり定めるものとする。

1-10-2. 定義

秘密保持に関する定義は、次の各号に定めるところによる。

一　「秘密情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。

二　「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号、最終改正令和 6 年 6 月 7 日法律第 46 号）第 2 条第 1 項に規定されたものをいう。

三　「秘密情報」及び「個人情報」は、文書・図面・電磁的記録等の保存媒体の如何を問わない。

1-10-3. 情報の明示

発注者及び受注者は、秘密情報及び個人情報を本調達の実施のために相手方に提供する場合は、当該情報を特定し、秘密情報または個人情報であることを明示しなければならない。

1-10-4. 目的外の使用の禁止

本購入の実施のために提供された秘密情報及び個人情報を本調達の目的外に使用してはならない。

1-10-5. 取得の制限

受注者は、本購入の実施に当たり個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

1-10-6. 適切な管理

（1） 本購入の実施に当たり知り得た秘密情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理に必要な措置を講じるものとする。

（2） 受注者は、本購入の実施に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、(1)の措置を遵守させる

ための必要な措置を講じるものとする。

（3） 監督員が求めた場合、受注者は「管理に必要な措置」について定めた文書を発注者に提示する。

1-10-7. 利用者の制限

受注者は、本購入の実施のために開示または提供された秘密情報及び個人情報について、本購入の実施のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

1-10-8. 資料の持ち出しの禁止

秘密情報及び個人情報は、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や磁気的・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持出してはならない。

1-10-9. 複写または複製の禁止

受注者は、本購入を実施するために発注者から引き渡された秘密情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けたときは、この限りではない。

1-10-10. 守秘義務

本購入の実施上知り得た秘密情報及び個人情報を他に開示・漏えいしてはならない。

ただし、下記の項目に該当するものは、この限りではない。

（1） この契約への違反によらず公知であるか、または入手後公知となった情報

（2） 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報

（3） 当該業務と無関係に、当事者が知っていた情報

（4） 相手方の書面による同意を得て開示された情報

（5） 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1-10-11. 契約期間終了後の取扱い

本購入の契約期間終了後、速やかに、秘密情報及び個人情報が記載または記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還するとともに、返還が不可能または困難な媒体及び受注者の記録装置に複写された電磁的記録は、監督員の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去または廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めのあるものを除き、契約期間終了後もなお有効とする。

1-10-12. 第三者への委託等について

受注者は、発注者の承諾がない限り、秘密情報又は個人情報の処理に係る当該業務等の一部を第三者に委任または請け負わせてはならない。なお、発注者の承諾を得て当該業務の一部を第三者に委任または請け負わせた場合には、受注者は当該第三者に対して、秘密情報及び個人情報に係る秘密保持について、本購入における受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1-10-13. 調査及び報告

発注者は、受注者に対し、秘密情報及び個人情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で本購入の履行場所に立ち入り、調査を行うことができる。

受注者は、監督員から秘密情報及び個人情報の管理状況について報告が求められた時には、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1-10-14. 事故時の対応

受注者は、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1-10-15. 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、秘密情報及び個人情報の不正利用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合には、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害の責を負うものとする。

1-11. 疑義等の措置

本仕様書に定めのない事項、又は疑義等が生じたときは、発注者と受注者が協議するものとする。

2. 購入に関する内容

2-1. 購入概要

本購入は、発注者が利用するシステムに必要となるソフトウェアライセンス及びソフトウェアサポート（以下、「サブスクリプションサービス」という。）を購入するものである。

本購入の品名・仕様・数量等は本仕様書「2-5. 購入内容」に記載するものとし、次に記載する内容により納入するものとする。

（1） ソフトウェアライセンスについては、本仕様書に定めのない限り最新バージョンを納入することとし詳細バージョンは、監督員と協議すること。

（2） ソフトウェアサポートについては、発注者から保守サービス窓口へ問合せが日本語で可能であること。（電話、メールまたはWEBでの製品仕様の問い合わせ、技術情報の提供、障害調査及び改良版等の提供を受けることが可能なサポートとすること）

（3） 本仕様書「2－5. 購入内容」に記載する「サブスクリプションサービス期間」は、発注者が必要とする期間であり、記載されている期間を満たすものであれば、販売元が提供する期間と合致させる必要はない。

（4） サポート対応時間については、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）が定める休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及び受注者が定める非営業日を除く平日（月曜日～金曜日）の 9:00～12:00 及び 13:00～17:00 を含む 7 時間以上の対応が可能であること。

2-2. 納入場所

納入場所は下表のとおりとする。

表2-2 納入場所

納入場所	住所
東日本高速道路株式会社 本社	東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビルディング内

2-3. 納入期限

納入期限は、下表のとおりとする。

表2-3 納入期限

対象納入物	納入期限
「2-5. 購入内容」内の各表に記載するもの	令和 9 年 3 月 5 日まで

2-4. 納入に関する事項

2-4-1. サブスクリプションサービス更新の手続き

受注者は、契約締結後、納入するサブスクリプションサービス更新に必要な手続き（ユーザー登録等）を発注者に代わって販売元と行うものとし、監督員は手続きに必要な情報の種別を受注者に提示する。

2-4-2. 納入物

受注者は、本仕様書「2-3. 納入期限」に規定する期限までに下表に示す納入物を本仕様書「2-2. 納入場所」へ納入すること。

表2-4-2 納入物及び納入方法一覧

納入物	納入方法
サブスクリプションサービス証明書又はサブスクリプションサービス証書相当となる証明書等（注1）	紙面又は電子媒体　一式

（注1）　サブスクリプションサービス証書相当となる証明書等とは、販売元へ発注したことが証明できる書類等をいい、受注者名、サブスクリプションサービス名称、サブスクリプションサービス期間及び数量等の、本購入の内容が確認できる情報が含まれたものでなければならない。ただし、公表できない情報については、黒塗り処理を行ってもよいものとするが、情報の修正、加筆等は行ってはならない。また、サブスクリプションサービス証書が発行されず、オンライン上でしかサブスクリプションサービスを確認できない場合に限り、オンライン上のハードコピー印刷又はソフトコピーにより代替可能とする。なお、サブスクリプションサービス証書又はサブスクリプションサービス証書相当となる証明書等については、上記に加え、発注者がソフトウェア保守サービスを受ける際に必要な情報（連絡先、問合せ用 ID／パスワード、保守サービス時間帯情報 等）が含まれていること。

2-5. 購入内容

2-5-1. アプリケーション用サブスクリプションライセンス

アプリケーション用サブスクリプションライセンスの調達については「表2-5-1」のとおりとする。サブスクリプションライセンスを導入する OS は、Windows Server 2022 となり、ソフトウェアを導入する基盤はクラウド環境のサーバである。

なお、契約済みサブスクリプションサービスの更新である。

表2-5-1 アプリケーション用サブスクリプションライセンス一覧

番号	名称	単位	数量	サブスクリプション サービス期間
1	[CSL]intra-mart Accel Platform アドバンス(本番)	ライセンス	20	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
2	[CSL]intra-mart Accel Platform アドバンス(開発ライセンス)	ライセンス	3	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

以　上